

# 社団法人 町田 法人会報

社団法人 町田 法人会

東京都町田市原町田3-4-4  
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453  
(26) 4132

発行日 昭和63年1月15日

第25号(通刊53号)

昭和63年  
新春号



矢倉岳から望む富士(神奈川県)  
撮影・今福克保・会員(株)いまふく代表取締役

題字は三田村宗吾町田税務署長

## 目次

年頭のごあいさつ……………	2	法人税解説シリーズ……………	16
昭和62年度納税表彰式報告……………	4	委員会報告(研修委員会・厚生委員会)……………	18
三橋会長・大蔵大臣表彰式祝賀会の報告……………	5	部会だより(婦人会・青年部会・源泉部会)……………	22
昭和62年度第二次改正税法のあらまし……………	6	税務署からのお知らせ……………	24
100万社達成・会員増強、目標数を突破……………	15	事務局だより……………	25

＝増やそう法人会員＝



# 年頭のごあいさつ

社団法人町田法人会会長 三橋 忠正

明けましておめでとうございます。

昭和63年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご繁栄を心からお慶び申し上げます。平素は法人会運営に格段のご尽力をいただき、誠にありがとうございます。また町田税務署の皆様には深いご理解のもとに絶大なるご支援を賜り心より御礼申し上げます。

さて、昨年の当法人会事業を振り返ってみますと、地区会の再編成に始まり各種研修会の実施、部会の活動、会員増強と、例年にも増して活発な活動がなされたと思います。とりわけ会員増強に関しましては、全法連 100万社達成の悲願を受けて、当法人会でも増強運動を強力に推進、無事割り当て数を達成することができました。これも偏に、理事の方々はもとより支部長、班長の方々の

ご尽力の賜物と感謝の念にたえません。

また昨年10月には私事ながら、図らずも大蔵大臣表彰受彰の栄に浴し、40年近い法人会活動の中で大きな喜びの日を迎えることができました。当法人会設立当初のこと、社団化のこと等が昨日のこのように思い出され、感慨に浸りました。これも役員の皆様、会員の皆様のご支援、ご鞭撻があったからこそと感謝いたしております。

本年もより一層の会員増強、地区会、部会の事業活動と、会の活性化に向って邁進いたす所存です。会員の皆様方の倍旧のご支援をお願い申し上げますと同時に、会員各位のご事業のご発展と町田税務署の皆様のご活躍をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

## 新春を迎え謹しんでご祝辞を申し上げます

会 副 常 理 事  
会 長 長 事 務 局

三石鈴岩八小小木古八貝井萩藤老石木杉森杉諸井四金堤松大石尾阿加木  
橋井木波下川山口関木瀬上田田沼川下山 浦橋上所子 山川川辻部藤  
忠儀英弘正量克 隆 収恵 義和光公英義信良哲 仙敏在健洋 史  
正一正介男司己正幸要三博博徳夫男福夫男男吉夫守郎子九次郎胖直朗元

理 監 顧 相 事  
事 務 局

青佐栢五伊朝飯須岩村若青井浜高友森野赤芝大渡田矢鈴斉加 高垣松石  
木藤沼子田見田崎沢田林山上田尾野町口井田塚辺中卷木藤藤 屋江本塚  
正政貞昭貞茂重一正 忠孝茂建昭尊三 景兼 耕勤西 忠 浩み 赫  
保二雄三子久利男義清次之留次二司助庸彰光光貢作二市繁雄 一き 悟子



## 年頭のごあいさつ



町田税務署長 三田村 宗 吾

明けましておめでとうございます。

昭和63年の年頭にあたり、謹しんで新年のお祝詞を申し上げます。社団法人町田法人会会員の皆様には、ご家族ともどもお揃いでよい年をお迎えのことと存じます。

昨年は、三橋会長が永年の功績を認められ大蔵大臣表彰を受彰されました。これも社団法人町田法人会の業績が認められてのことであり、誠に良い一年であったとお慶び申し上げます。

さて、昨年の経済環境を顧みますと、円高、ドル安基調は輸出関連業界のみならず、産業界全般に景気停滞感を漂わせておりましたが、後半に回復の兆しが見えてきた一年であったと思います。

このような中で、町田法人会は、企業における誠実な記帳と適正な申告を期するため各種税務説明会、講演会など常に会員のニーズに合った多彩な活動を展開されました。更に各地区会においては、地区独自の研修会が開催され、また会員増強を通じ、組織の強化に努めてこられてきたところであります。

特に、「税を知る週間」中に公開講演会を開催され、ご協力していただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。私も拝聴させてい

ただきましたが、「寛にして畏れられ、厳にして愛される」の名言は私どもの職場にあっても大切なことであり、座右の銘として今後の職務に生かしたいと考えております。

ところで、昨今の最大の課題となっている大幅な税制改正は、昨年の一部改正されたものの大きな問題が積み残しになっており、本年も昨年に引き続き税制に関する論議が高まりを見せることと思えます。

私どもといたしましては、かつてないほど税への関心が高まっている中で、公平な課税の実現に向けてなお一層努力し、信頼される税務行政を確立していかなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

町田法人会の皆様方におかれましては、引き続き税務行政の円滑な推進に一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、新しい年が社団法人町田法人会にとりまして、より一層の飛躍の年でありますよう、また、会員の皆様方のご事業にとって幸多い年でありますよう祈念いたしまして新年のご挨拶いたします。

## 新年おめでとうございます

副署長

小野寺 宗 隆

総務課長

眞 室 順

法人税第一部門統括官

松 永 裕 道

法人税第二部門統括官

阿 部 正 也

法人税上席指導官

渡 部 正 晴



# 昭和62年度 納税表彰式で 4名が栄えある受彰

町田税務署昭和62年度納税表彰式が、11月13日午後2時より、町田市民ホールにおいて行われた。

三田村町田税務署長より本会役員を含む9名に表彰状または感謝状が贈呈された（ほかに大蔵大臣表彰1名）。

本会の役員で栄ある表彰を受けられた受彰者は、いずれも本会の要職にあつて、納税思想の高揚、税務知識の普及に寄与してこられた方々である。

なお当日は、消費税申告納税制度施行25周年記念表彰式も行われ、税務署長より2名の方に感謝状が贈呈された。



昭和62年度は当法人会より4名の方々が表彰状と感謝状を受けられた。

## 〔 表 彰 状 〕



岩波建設株式会社

岩波 弘介

昭和55年、当会南地区（現南第1地区）第1支部長に就任。以来、会員の増強と資質向上のため支部組織の充実に尽力され、昭和58年、理事。昭和60年、常任理事、総務委員長に就任。優れた企画力と実行力をもって税知識の普及向上に努められるなど、税務行政の円滑化と納税道義の高揚に寄与した。



株式会社 鳥 円

森 義 男

昭和44年、当会会計。昭和55年、常任理事に就任。以来、当会の会員増強、組織の充実強化に積極的に努め、特に昭和60年から財務委員長として、財政基盤の確立に持ち前の指導力、行動力を発揮し、当会の円滑な運営に尽力するなど、会の活動を通じて税務行政の円滑化と納税道義の高揚に寄与した。

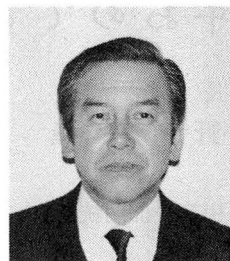
## 〔 感 謝 状 〕



株式会社 金子商店

金子 仙太郎

昭和56年、当会の理事に就任。昭和60年、青年部部長に就任。各種講演会、研修会等を積極的に開催し、部会員の資質の向上と税知識の普及に尽力し、同部会活動の活発化を図るなど、納税道義の高揚に寄与した。



八木食品産業株式会社

八 木 要

昭和56年、当会南地区（現南第1地区）第1支部長に就任。昭和60年、理事。昭和62年、常任理事、南第1地区会長に就任。組織の拡大、充実に尽力するなど当会活動を通じて税知識の普及を図り、納税道義の高揚に寄与した。

## 〔大蔵大臣表彰〕



株式会社 宝永堂  
三橋 忠正

昭和25年、当会設立の中核となって奔走し、設立と同時に副会長に就任。昭和36年、会長に推され、

当会の組織基盤の強化に努めるとともに、会員の資質向上のため税務、経営等幅広い知識の普及を図った。

また、優れた指導力と行動力を発揮され、永年の目標であった当会の社団化を実現されるとともに、各種研修会等を積極的に開催し、申告納税制

度の確立と税知識の普及向上に大きく貢献し、納税道義の高揚に寄与したものである。

### 受 彰 歴

- 昭和36年 八王子税務署長感謝状
- 昭和38年 八王子税務署長表彰
- 昭和43年 東京国税局長表彰
- 昭和45年 青色申告制度施行20周年記念八王子税務署長感謝状
- 昭和60年 青色申告制度施行35周年記念東京国税局長感謝状
- 昭和60年 国税庁長官表彰
- 昭和62年 大蔵大臣表彰

## 三橋会長 大蔵大臣表彰受彰祝賀会盛大に開催される

祝賀会世話人代表 町田法人会副会長 石井 儀一  
同 鈴木 英正

当会の三橋会長は永年に亘る税務協力者として、昨年10月13日昭和62年度大蔵省納税表彰式に於て栄えある大蔵大臣表彰を受彰されました。この受彰はいま101万1千社をこえた全国法人会員の中



で僅か11名と云う誠に希少の栄誉に輝いたものでございます。又町田市に於ては大蔵大臣表彰は三橋会長が初めてでございます。この朗報を10月27日の理事会に於てご披露致しましたところ、これは一人三橋会長の栄誉にとどまらず町田法人会全体の名誉である云う事で万雷の拍手のうち、即座に祝賀会の開催を決定致しました次第でございます。

受彰祝賀会は昨年11月26日ラポール千寿閣孔雀

の間に於て、東京国税局中塚法人税課長殿、町田税務署三田村署長殿、大下町田市長殿又衆議院議員の石川先生を始めとし、各界関係者 200余名に及ぶご来賓のご臨席を賜わって盛大な祝賀会を開催する事が出来ました。この様な栄誉も多数の会員諸氏のご支援ご協力があったればこそと心より厚く御礼を申し上げます。

三橋会長は「これを機として尚一層の努力を重ね皆様温情におこたえする覚悟」と申されております。

以上世話人代表としてこの慶事をご報告申し上げますと共に、今後共町田法人会発展のために、皆様のお力添えを心よりお願い申し上げます。受彰祝賀会のご報告とさせていただきます。



栄えある大蔵大臣表彰を受けられた三橋会長ご夫妻。

# 第二次改正税法のあらまし

町田税務署上席指導官 渡部正晴

## ● 法人税関係法令の主要改正事項と その適用時期一覧表 ●

《昭和63年4月1日以降に適用されるもの》

〔利子・配当所得等関係〕

11 個人に対する利子所得（郵便貯金の利子を含みます。）の課税の方法が、15%の税率による源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税制度に改められました。

(1) 国内において個人に支払われる預貯金や公社債などの利子等（居住者に国内の支払の取扱者を通じて交付される国外公社債等の利子等を含みます。）については、「確定申告による総合課税制度」「源泉分離選択課税制度」「普通預金等の利子の確定申告不要制度」の3つの課税の方法がとられ、これに応じ源泉所得税の税率も源泉分離選択課税の場合は35%、その他の場合は20%とされていました。

また、郵便貯金の利子については、郵便貯金法の規定による貯金総額の制限額を超えて預入された場合の一定の利子についてのみ総合課税（源泉徴収なし）とされていました。

(2) 本年の改正により、個人に支払われるこれらの利子等（郵便貯金の利子を含みます。）に対する課税の方法が、原則として、15%（居住者については、この外に地方税5%）の税率による源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税方式に改められ、この分離課税方式が適用される利子等については、総合課税制度が適用されないことになりました。

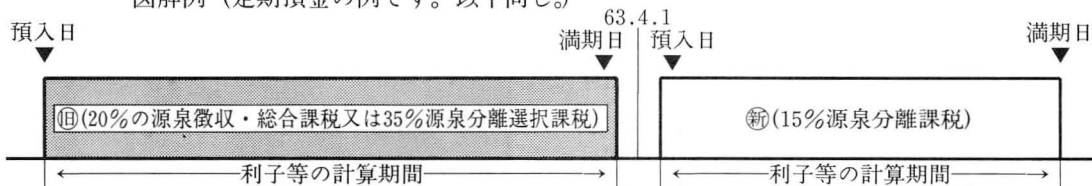
また、これに伴い、「利子所得の源泉分離選択課税制度」及び「普通預金等の利子の確定申告不要制度」は廃止されました。

(3) 経過措置

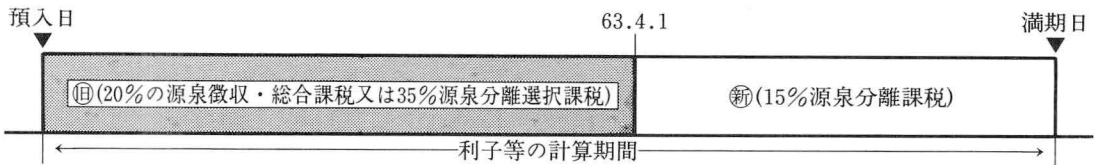
イ 改正後の規定は、昭和63年4月1日（普通預金等の利子については、同日以後特定の日）以後に支払うべき利子等について適用されます。

なお、同日前に支払うべき利子等については、改正前の規定が適用されます。

図解例（定期預金の例です。以下同じ。）



ロ 昭和63年4月1日以後に支払うべき利子等（普通預金等の利子を除きます。）で、同日を含む利子等の計算期間のうち、その計算期間の初日から昭和63年3月31日までの期間に対応する利子等については、改正前の規定が適用されます。



**12 個人に支払われる証券投資信託の収益の分配に対する課税の方法が、利子所得課税に準じた方法によることとされました。**

国内において個人に支払われる公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（居住者に国内の支払の取扱者を通じて交付される国外証券投資信託の収益の分配を含みます。）に係る配当所得については、20%（源泉分離選択課税の場合は35%）の税率により源泉徴収を行うこととされていましたが、本年の改正により、この税率が15%（居住者については、この外に地方税5%）とされ、課税の方法が利子所得と同様、源泉分離課税によることとされました。

なお、経過措置については、前記11の場合と同様です。

**13 内国法人又は外国法人に支払われる利子等及び証券投資信託の収益の分配に対する源泉徴収税率が15%とされました。**

国内において内国法人又は外国法人に支払われる利子等及び公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配（内国法人に国内の支払の取扱者を通じて交付される国外公社債等の利子等及び国外証券投資信託の収益の分配を含みます。）については、20%の税率により源泉徴収を行うこととされていましたが、本年の改正により、この税率が15%（内国法人については、この外に地方税5%）とされました。

なお、経過措置については、前記11の場合と同様です。

**14 公共法人等が支払を受ける公社債等の利子等のうち非課税とされるのは、その公共法人等が所有していた期間に対応する部分とする等の改正が行われました。**

- (1) 公共法人等（所得税法別表第一第一号及び第二号に掲げる法人）が支払を受ける利子等については所得税を課税（源泉徴収）しないこととされてきました。
- (2) 本年の改正により、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき公社債等の利子等（所得税法別表第一第一号に掲げる法人が国内の支払の取扱者を通じて交付を受ける国外公社債等の利子等を含みます。）については、これらの法人が引き続き所有していた期間に対応する利子等のみが非課税とされることになりました。

なお、この規定の適用を受けるためには、その公社債等について保管の委託又は登録を行った上、非課税の規定の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した申告書を提出することが必要です。

- (3) 公益信託の信託財産について生ずる公社債等の利子等についても、公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する利子等のみが非課税とされ、この場合の非課税の規定の適用についても上記(2)と同様の手続が必要です。

なお、経過措置については、前記11の場合と同様です。

**15 少額貯蓄非課税制度が老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度に改められました。**

- (1) 国内に住所を有する個人が、最初に預貯金等の預入等をする日までに、住所、氏名、生年月日を記載した一定の公的書類を提示して本人確認を受けた上、非課税貯蓄申告書を提出し、預入等の都度、

本人確認を受けて非課税貯蓄申込書を提出するなど所定の手続をとれば、1人元本300万円を限度として、その利子等について所得税を課税しないこととされていました。

(2) 本年の改正により、この非課税制度が老人等を対象とする少額預金の利子所得等の非課税制度に改められました。

なお、非課税とされる預貯金等の元本の限度額は、これまでどおり300万円で、非課税貯蓄申告書の提出などこの制度の適用を受けるための手続は、一定の公的書類を提示して老人等に該当する旨の確認を受けるほかはこれまでと同様です。

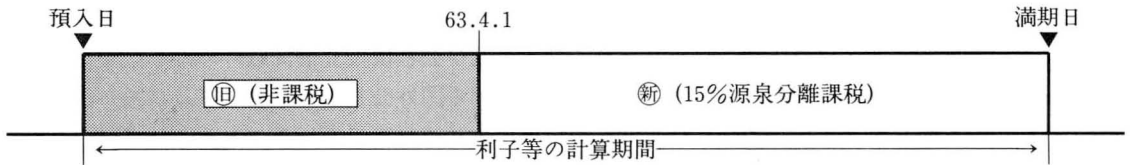
(注) 老人等とは、国内に住所を有する「年齢65歳以上の人」、「遺族基礎年金受給者である被保険者の妻」、「寡婦年金受給者」、「身体障害者手帳の交付を受けている人」など一定の人をいいます。

(3) 経過措置

イ この制度は、昭和63年4月1日以後に、預入等をする預貯金等について適用されます。

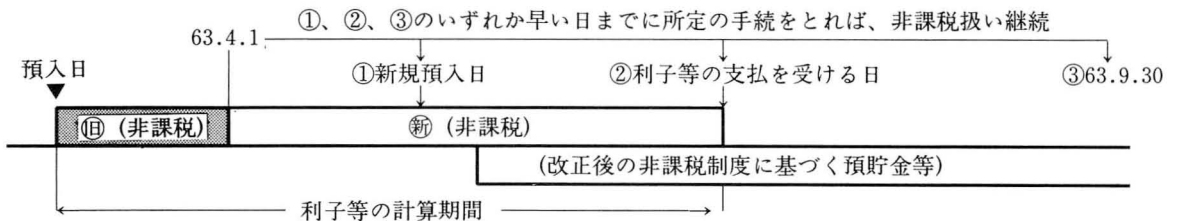
なお、改正前の少額貯蓄非課税制度の適用を受けていた預貯金等の利子等で、同日前に支払を受けるべきものは、これまでどおり非課税とされます。

ロ 改正前の少額貯蓄非課税制度の適用を受けていた預貯金等の利子等で、昭和63年4月1日を含む利子等の計算期間のうち、その計算期間の初日から昭和63年3月31日までの期間に対応する利子等は、これまでどおり非課税とされます。



ハ 昭和63年4月1日において老人等に該当する人が、同日の前日において、改正前の少額貯蓄非課税制度の要件を満たす預貯金等を有する場合において、昭和63年4月1日から次の①から③のいずれかの日のうち最も早い日までに、改正後の非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を提出するとともに、老人等であることを証する一定の公的書類を提示して本人確認を受けるなど所定の手続をとれば、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき利子等についても、引き続き非課税の適用が受けられます。

- ① 改正後の老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度の適用を受けようとする預貯金等の預入等を最初にする日
- ② 昭和63年4月1日以後その預貯金等の利子等（同日以後に支払を受けるべきものに限り）につき最初に支払を受ける日
- ③ 昭和64年3月31日



なお、普通預金等に係る経過措置については特例が設けられていますので、注意してください。

## 16 郵便貯金非課税制度が老人等の郵便貯金の利子所得の非課税制度に改められました。

(1) 郵便貯金の預入をする者（個人、法人）が、預入の際、取扱郵便局に住所、氏名、生年月日（法人



の場合は、名称及び住所)の記載のある一定の公的書類を提示して本人確認を受けるなど所定の手続をとれば、郵便貯金法の規定による貯金総額の制限額以下の郵便貯金の利子については、所得税を課税(源泉徴収)しないこととされてきました。

- (2) 本年の改正により、この非課税制度が老人等(範囲は前記15の老人等と同じです。)を対象とする制度に改められ、預入の際には、新たに非課税郵便貯金申込書を提出しなければならないこととされました。

なお、本人確認のための手続や経過措置等は、前記15の場合と同様です。

(注) この非課税制度の適用を受けることができる元本の限度額は、300万円です。

## 17 少額公債非課税制度が老人等の少額公債の利子の非課税制度に改められました。

- (1) 国内に住所を有する個人が購入した国債及び地方債については、所定の手続をとれば、元本300万円を限度としてその利子を非課税とするいわゆる特別マル優制度が認められていました。
- (2) 本年の改正により、この非課税制度が老人等(範囲は前記15の老人等と同じです。)を対象とする制度に改められ、また、昭和63年4月1日以降郵便局から購入した国債などについても、この制度の適用が受けられることになりました。

なお、本人確認のための手続や経過措置等は、前記15の場合と同様です。

## 18 勤労者財産形成貯蓄非課税制度が廃止され、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄の非課税制度がけられる等の改正が行われました。

- (1) 国内に住所を有する年齢55歳未満の勤労者が、勤労者財産形成(年金)貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成(年金)貯蓄の利子等については、所定の手続をとれば、所得税を課税しないこととする勤労者財産形成(年金)貯蓄非課税制度が設けられていました。
- (2) 本年の改正により、この非課税制度について、次のような改正が行われました。

### イ 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度

- (イ) 勤労者財産形成貯蓄非課税制度が廃止され、新たに勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度が設けられました。

この勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の対象とされる元本の限度額は、財産形成年金貯蓄と合わせて最高500万円となっています。

- (ロ) 財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出などこの非課税制度を受けるための手続などは、これまでの勤労者財産形成貯蓄非課税制度とはほぼ同様です。

なお、財産形成非課税住宅貯蓄申告書は2以上の金融機関の営業所等に提出することはできません。

- (ハ) 財産形成住宅貯蓄を目的外に払い出した場合など契約に違反する一定の事実が生じた場合には、その事実が生じた日前5年以内に支払われた利子等について、15%(この外に地方税5%)の税率による源泉所得税を納付することになっています。

### ロ 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度

- (イ) 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受けることができる勤労者財産形成年金貯蓄契約に、一定の要件を満たす損害保険契約が追加されました。

なお、損害保険契約に基づく財産形成年金貯蓄の非課税限度額は、生命保険契約に係るものと同様350万円となっています。

- (ロ) 財産形成年金貯蓄を目的外に払い出した場合など契約に違反する一定の事実が生じた場合には、それが年金支払開始日以後5年以内に生じた場合に限り、年金支払開始日からその事実が生じた

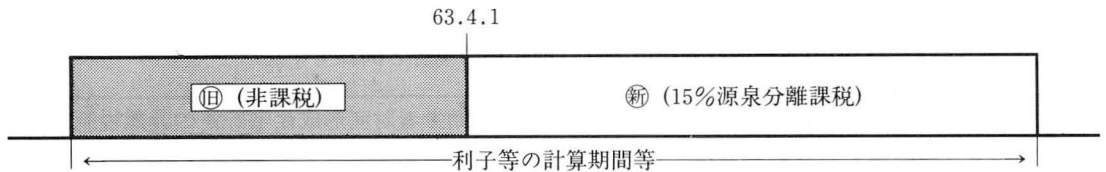
日までの間に支払われた利子等に対する源泉所得税を納付することとされていましたが、本年の改正により、積立期間中や据置期間中を含め要件違反の事実（その事実が生じた日が年金支払開始日以後である場合には、その年金支払開始日以後5年以内に生じた事実に限ります。）が生じた日前5年以内に支払われた利子等について、15%（この外に地方税5%）の税率による源泉所得税を納付することとされました。

(3) 経過措置

イ 上記(2)の改正後の規定は、昭和63年4月1日以後に締結する勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預貯金などの利子について適用されます。

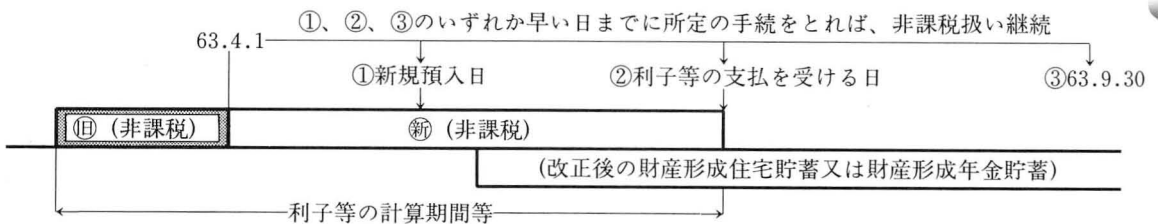
なお、同日前に預入等をした旧財産形成貯蓄の利子等で同日前に支払を受けるべきものは、これまでどおり非課税とされます。

ロ 昭和63年4月1日前に預入等をした旧財産形成貯蓄の利子等で、同日を含む利子等の計算期間等のうち、その計算期間等の初日から昭和63年3月31日までの期間に対応する利子等は、これまでどおり非課税とされ、同日後の期間に対応する利子等については、15%（この外に地方税5%）の源泉徴収による分離課税が適用されます。



ハ 昭和63年3月31日において旧財産形成貯蓄を有する個人が、その貯蓄を勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄に変更した場合において、昭和63年4月1日から次の①から③のいずれかの日のうち最も早い日までに、財産形成非課税住宅貯蓄申告書（財産形成非課税年金貯蓄申告書）を提出し、財産形成非課税住宅貯蓄申込書（財産形成非課税年金貯蓄申込書）を提出するなど所定の手続をとれば、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき利子等についても、引き続き非課税の適用が受けられます。

- ① 改正後の財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄の預入等を最初にする日
- ② 昭和63年4月1日以後その旧財産形成貯蓄の利子等（同日以後に支払を受けるべきものに限ります。）につき最初に支払を受ける日
- ③ 昭和63年9月30日



- (注) 1 事業主（企業）が財産形成年金貯蓄を採用していない場合において、その事業主に雇用されている者が、昭和63年9月30日までに旧財産形成貯蓄を勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄に変更した上、所定の手続をとれば、当該引継契約が締結された日以後の期間に対応する利子等は、非課税とされます。
- 2 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき支払を受ける生命保険、損害保険、生命共済又は郵便年金の差益は、利子等とみなされます。

19 割引債の償還差益に対する源泉徴収税率が、原則として18%とされました。

割引債の償還差益については、発行の際、16%の税率により源泉徴収を行うこととされていましたが、本年の改正により、昭和63年4月1日以後に発行される割引債の償還差益については、18%（特定の割引債については、16%）の税率で源泉徴収を行うこととされました。

〔金融類似商品関係〕

20 定期積金の給付補てん金などについてもその支払の際、所得税の源泉徴収を行うこととされました。

(1) 次に掲げるいわゆる金融類似商品の給付補てん金等で国内において支払われるものについては、15%（居住者又は内国法人については、この外に地方税5%）の税率により源泉徴収を行うこととされました。

なお、個人が支払を受けるものについては、この源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税が適用されます。

イ 定期積金の給付補てん金

ロ 相互掛金の給付補てん金

ハ 抵当証券の利息

ニ 貴金属（これに類する物品を含みます。）の売戻し条件付売買の利益

ホ 外貨建預貯金で、その元本と利子をあらかじめ約定した率により円換算して支払うこととされているものの差益（いわゆる外貨投資口座の為替差益など）

ヘ 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので、保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益）

(2) 公共法人等が支払を受ける給付補てん金等については、所得税が課税（源泉徴収）されません。

(3) 経過措置

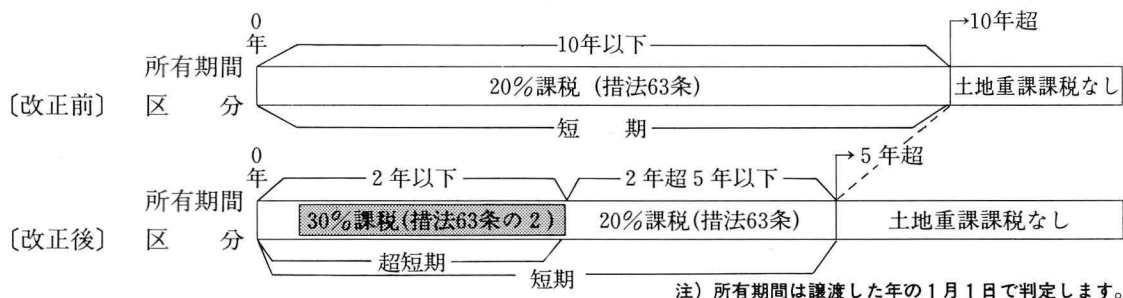
イ この改正後の規定は、昭和63年4月1日以後に支払うべきものから適用されます。

ロ 昭和63年4月1日以後に支払うべき給付補てん金等で、同日を含む給付補てん金等の計算期間のうち、その計算期間の初日から昭和63年3月31日までの期間に対応する給付補てん金等については、改正前の規定（源泉徴収なし）が適用されます。

## ●土地譲渡益重課制度の改正にともなう注意点●

前号で改正の概要については掲載しましたが、この改正にともなって誤りやすい事項がありますので注意してください。改正の概要について図解しますと次の通りです。

### 土地譲渡益重課制度の改正の概要



第1点は、損益通算の問題です。改正前は土地重課の対象となる複数の物件を譲渡した場合には、譲渡損があるものについて損益通算ができましたが、改正後は20%課税と30%課税の土地重課制度ができたことにより、それぞれの間の損益通算はできますが種類の違う物件の間では損益通算ができないこととなっております。図解すると次のとおりです。

## 損益通算の適用関係一覧表

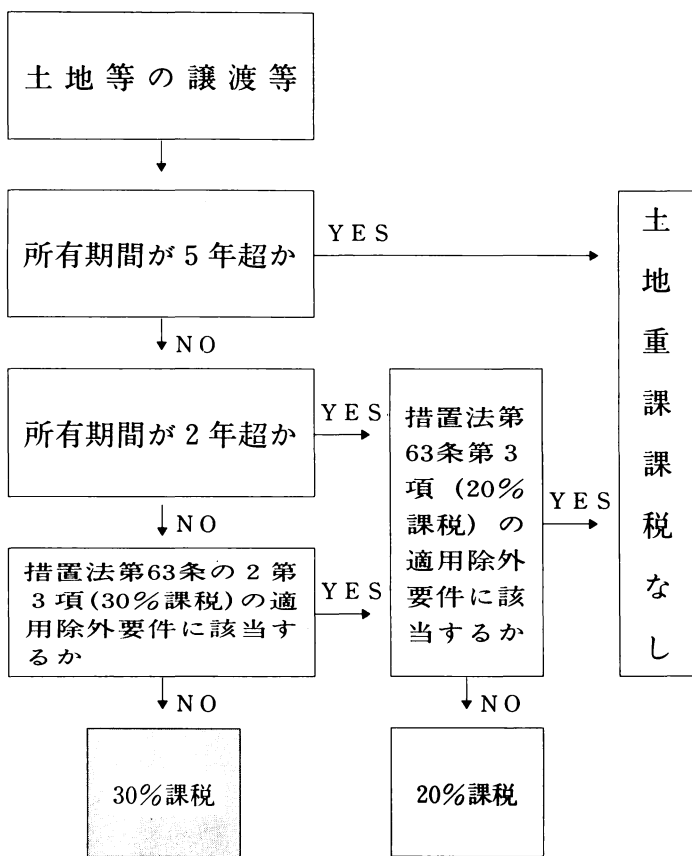
適用条文	改正前の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (改正前の20%課税)	改正後の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (20%課税)	措法63条の2の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (30%課税)
改正前の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (改正前の20%課税)	○	○	×
改正後の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (20%課税)	○	○	×
措法63条の2の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (30%課税)	×	×	○

- (注) 1 この一覧表は、昭和62年10月1日以後最初に終了する事業年度分についてまとめたものです。  
 2 昭和62年10月1日以後に譲渡した土地等で所有期間が5年超のものについては、土地重課は適用されないので、上記の譲渡のいずれとも通算は認められません。  
 3 ○……通算できるもの、×……通算できないもの

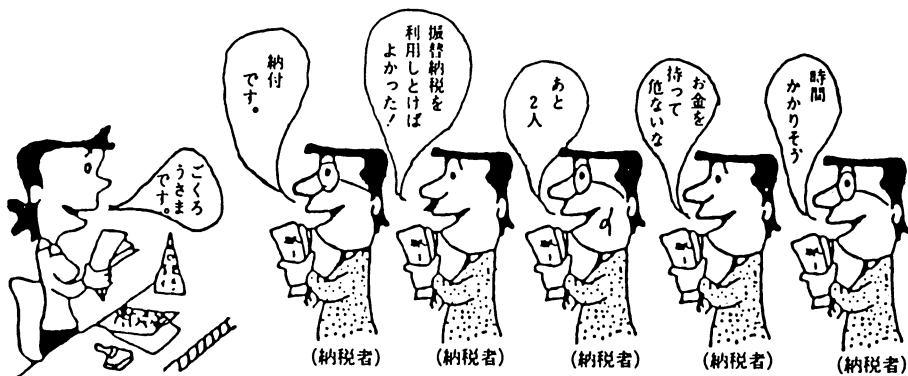
第2点は、優良宅地等を譲渡した場合には、所有期間が5年以下でも土地重課がかからない(適用除外)となっております。今回の改正では、20%課税と30%課税の土地では適用除外になる範囲がそれぞれ異なっております。(相違点等一覧表参照) 30%の土地重課がかからない場合でも、20%の土地重課がかかる場合がありますので注意して下さい。

# 適用関係フローチャート

(昭和62.10.1～昭和65.3.31)



## 社長さんの申告所得税も振替納税で



税務署では、法人会の会員の皆様に「振替納税のお願い」を送付しております。

便利で安全な「振替納税」をこの機会にぜひご利用ください。

# 適用除外要件の相違点等一覧表

措置法63条 ( 短 期 譲 渡 )	措置法63条の2 ( 超 短 期 譲 渡 )
(1) 国又は地方公共団体に対する土地の譲渡 (63③一)	(1) ———— (2) ———— (3) — 同 左 ———— (4) ———— (5) ———— (63の2③一)
(2) 住宅・都市整備公団、土地開発公社等に対する土地の譲渡で、その住宅等の供給業務に直接必要なもの (63③二)	
(3) 収用換地等による土地の譲渡 (63③三)	
(4) 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の造成団地の譲渡 (適正価格、公募要件等を満たすもの) (63③四)	
(5) 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の造成団地の譲渡 (適正価格、公募要件等を満たすもの) (63③五)	
(6) 都道府県知事の優良住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡 (適正価格、公募要件等を満たすもの) (63③六)  (※優良住宅との差異) 1 別荘は含まれないこと 2 建築単価基準 (3.3㎡当たり耐火構造の場合50万円以下その他の場合45万円以下) 要件が付されていること	(6) 都道府県知事の良質住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡 (適正価格、公募要件等を満たすもの) (63の2③二)  (※優良住宅との差異) 1 別荘も含まれること 2 建築単価基準要件が付されていないこと
(7) ① 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡 (適正価格要件を満たすもの) (63③七イ)  (※公募要件は付されていない。)  ② 市町村長等の優良住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡 (適正価格要件を満たすもの) (63③七ロ) ※1 公募要件は付されていない。 2 良質住宅との差異は(6)と同じ。	(7) ① 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡 (適正価格、 <u>公募要件等</u> を満たすもの) (63の2③三イ)  ② 市町村長等の良質住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡 (適正価格、 <u>公募要件等</u> を満たすもの) (63の2③三ロ)  (※優良住宅との差異は(6)と同じ。)
(8) 宅地建物取引業者である法人の行う個人住宅敷地の転売行為で、適正報酬による土地等の売買の仲介行為に類するもの (63③八)	(8) 同 左 (63の2③一)
(9) 土地等の贈与による譲渡で、国等に対する寄附金又は指定寄附金に該当するもの (63③九)	(9) 同 左 (63の2③一)
/	(10) 建築物の建築が建築基準法等の法令の規定に適合している地上階級3以上の中高層の耐火建築物の敷地の用に供される宅地の譲渡で次に掲げる要件のすべてを満たすもの ((1)から(9)までに掲げる譲渡に該当するものを除く。) ① 適正価格であること ② 当該建築物の敷地面積に対する建築面積の割合が10分の1以上であること ③ 当該建築物が区分所有されるものである場合には、居住の用に供されるものについては、床面積が16㎡以上で専用の台所、浴室等を備えるものであり、かつ、公募の方法により販売されるものであること

# 昭和62年度 会員増強、

# 東法連の目標数を突破



組織委員長  
小川 量 司



会員増強特別委員長  
井上 恵 博

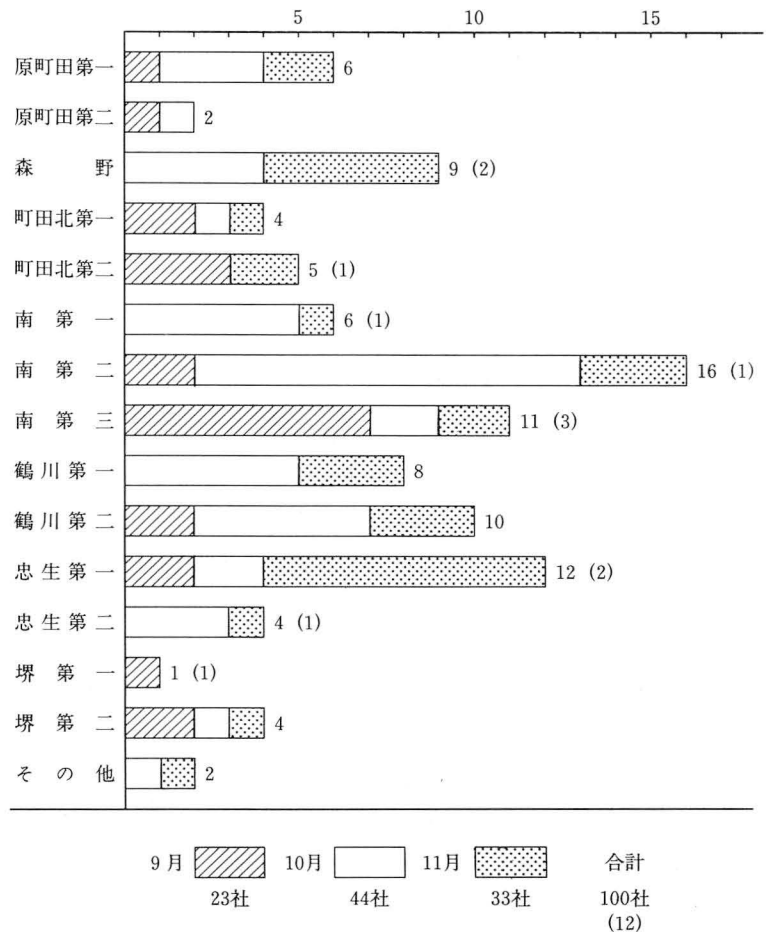
本年は、全国法人会総連合の会員100万社達成目標のもとに、当会は第18次会員増強運動を昭和62年9月～11月の間実施した。

実施に先だち、62年6月15日組織組委員会、会員増強特別委員会の合同委員会を開催し、小川委員長から組織の現況を、井上特別委員長から会員増強の進め方を説明したのち、会員加入率1%以上の向上を目標に運動の実施を決定し、これを下部組織に徹底することを申しあわせた。

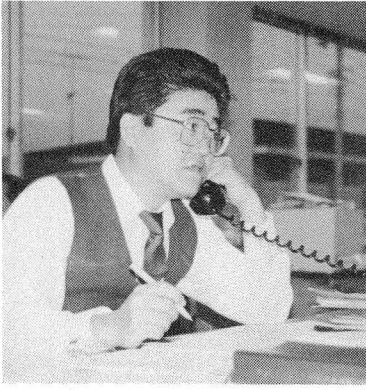
運動期間中の成果については別図のとおりであり、各地区会役員の活発な活動により100社の新会員を獲得し、東法連傘下46会の5指に入る成績をおさめ加入率75%に近づいた。

ここに、各地区会役員のご努力に対し感謝の意を表するとともに、「よき経営者たらんとするものの団体」として、今後組織強化と会の質的向上にむけ一層の努力をして行きたい。

会員増強月間増加数（9～11月）



※（ ）は新設法人説明会によるものです。



# 法人税解説シリーズ

町田税務署上席指導官

渡部正晴

## 号1万円以上の絵画は減価償却資産とならない

### 誤りやすい減価償却資産の範囲

#### 調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は新進画家の絵画を9万円(号1万5,000円)で購入し、一時の損金としていた。

ところが、税務調査で、その絵画は減価償却資産に該当しないとして9万円の損金計上を否認された。

〈ケース2〉 B社は検査用工具を大量に購入し、その一部は倉庫に貯蔵したままの状態であったが、そのすべてを減価償却資産として減価償却していた。

ところが、税務調査で、倉庫に貯蔵されている資産は事業の用に供されていないとして、その貯蔵品に係る償却費相当額を否認された。

#### なぜ否認されたか

法人の有する建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品等のように、時の経過とともにその価値が減少することを常態とする固定資産であっても、これらの資産が法人の事業の用に供されていない場合には、減価償却資産として減価償却の対象とすることは認められていません(令13)。

従って、法人が固定資産を取得し、減価償却を行うに当たっては、これらの資産が、①時の経過により価値が減少するものか、さらに、②事業の用に供されているかを検討する必要があります。

ケース1の場合、書画骨とう(複製のようなもので、単に装飾的目的のみに使用されるものは除かれます)のように、時の経過によりその価値が減少しない資産は、減価償却資産に該当しないものとして取り扱われていますが、書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品等で、その取得価額が1点10万円(絵画にあっては号1万円)未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができることとされています(基通7-1-1)。

一方、取得価額が10万円未満の減価償却資産については、その資産を事業の用に供した事業年度に損金経理したときは、損金に算入されます(令133)。

ケース1の場合は、取得価額が1点10万円未満であっても号1万5,000円ですので、減価償却資産には該当せず、減価償却を行うことはできません。

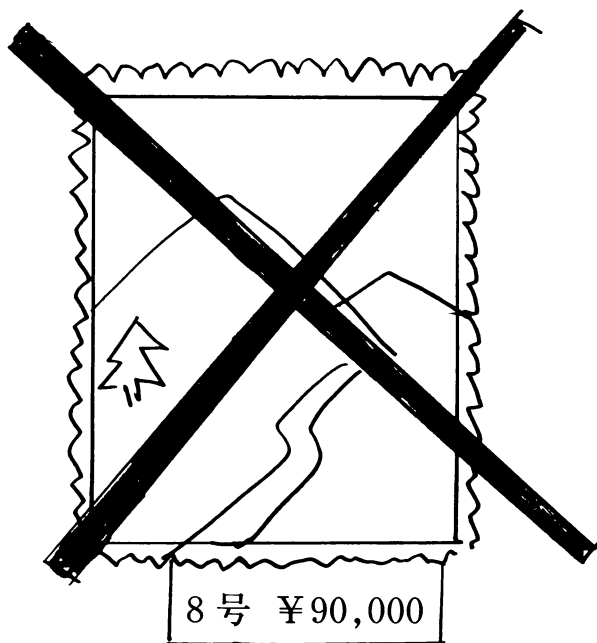
ケース2の場合、期末に倉庫に貯蔵されたままの状態である工具、器具及び備品については、まだ事業の用に供されていないと判断され、その貯蔵されている資産に係る償却費相当額が否認されたものです。



法人が減価償却を開始する時期は、その固定資産を事業の用に供したときですから、事業の用に供されているかどうかの事実を確認のうえ、減価償却資産として受け入れるかどうかを適正に判定しなければなりません。

## アドバイス

- ① 貴金属の素材の価格がその取得価額の大部分を占める固定資産（例えば、光学ガラス製造用の白金製るつぼ等）を減価償却資産としていないか（基通7-1-2）。
- ② 稼働休止資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものは減価償却資産に該当する（基通7-1-3）。
- ③ 建設中の資産であっても、その完成した部分が事業の用に供されているときは、その部分は減価償却資産に該当する（基通7-1-4）。
- ④ 漁業権および工業所有権については、その取得の日から事業の用に供したものとして取り扱う（基通7-1-6）。
- ⑤ 電話加入権は、非減価償却資産に該当する（基通7-1-9）。



10万円未満でも

減価償却はダメ！

# 研修委員会よりお知らせ

研修委員長 杉浦信男

— 公開講演会・誌上紹介 —

## 中国古典にまなぶ指導者像

町田法人会の「税を知る週間」に因んで催される公開講演会は、さる11月16日午後千寿閣において三田村町田税務署長ご臨席のもとに開催致しました。

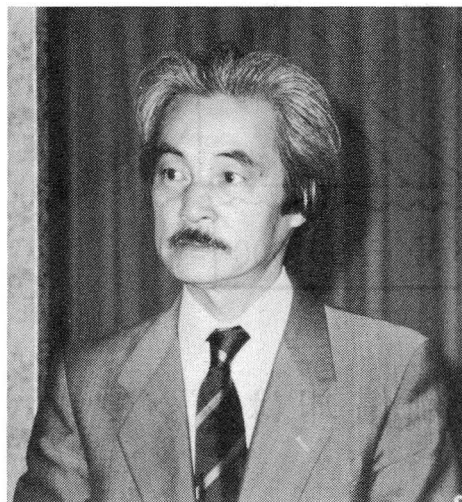
今回の講師は、中国文学者の守屋<sup>ウチヤ</sup>洋氏。演題は「中国古典にみる指導者像」と題して講演いただきました。講演に先立って、三田村署長が、「税を知る週間」に因み公開講演会を開催されることについて、心からお慶びを申し上げます」とご挨拶。

中国の為政者、項羽と劉邦を引き合いに出され「人材をいかに活用するか、良い人材をいかに引寄せるかが今の経営者にとって、その会社が大きく成長するかどうかの鍵になっております。先生のご講演を是非経営の糧にして頂きたい」と結ばれました。

守屋洋氏講演要旨は次の通りです。

### 中国の兵法書は組織運営の指南書

これまで私は多くの中国古典についての著作を



講師・守屋洋先生。昭和七年生まれ。都立大  
学人文学部中国文学科修士課程修了。中国古  
典に関する著書多数。

出版して来た。はじめは手応えが鈍かったが、数年まえから風向がこちらに変わって来た。とてもよく私の本が売れるようになったことだ。どういう方を買って頂いているか調べてみたことがあった。40代とか50代の年齢層が圧倒的に多いことがわかった。とくに経営者の方が関心を深めておられることに気がついた。

近頃、経営者の方にお会いすると、あなたの著書を読んでいます、と言われることが多くなった。巨人軍の元監督の川上哲治さん、ゴルフのコンペに参加した時、お会いした。クラブハウスで川上さんに丁寧な挨拶をされた。「あなたの本を何冊も拝見させてもらっている。星野仙一にもすすめた」という内容の手紙をあとで頂いた。

監督は、選手と立場がちがっている。選手にやる気を出させるようにするのが監督の役目である。川上さんが私の本を星野さんに勧めた理由は、多分この本は役に立つということだろうと思う。

中国古典は漢文で書かれている。ふだん我々になじまない漢字が出て来る。チンプンカンプンだ。それに日本の翻訳がわるい。

中国の兵法書の大前提を申し上げると、第1に個人の格闘技の秘伝ではないということである。組織をどう動かすかということが書かれている。ほとんどの人が岩波文庫の「孫子」を買って読んだらしいが、あの翻訳は良くない。私の「孫子」が三笠文庫に入った。おすすめするゆえんである。

私は、「三国志」関連の本を4-5冊書いている。先頃神戸の中学生から手紙をもらったが、その中に「生徒会の会長をやっているが『孫子』を読んで生徒会の運営に自信をもった。ありがとうございました」とあった。

読売の記者から深夜電話をもらった。子供の読書調査をしたら「孫子」を読んでいる子供が意外に多くいた。そこでコメントを言って下さい、と求められた。

内容をきちんと把握すれば、中学生ぐらいでも理解できる。それが「孫子」である。私の翻訳の「孫子」を読んでほしい。

## 日本人と中国人の違い

今年は3回中国へ行って来た。同行解説者として往復した。中国へ行った人の感想は2つに分けられる。第1に「中国は貧しい」ということ。第2に「中国は広い」ということ。以上2点が共通の感想と思われる。

いまの日本と比較すると、20年ないし30年遅れていることはたしか。中国の歴史3000年を比べると、今の中国の状態は大変によいと思う。まず飢える心配がない。住宅事情はわるいが、その解決に向けてどこへ行っても建築ブームである。

いまも中国は社会主義国家の看板をおろしていない。社会主義は悪い話ばかりきくが、いい話もある。例えば、土地は国有である。従って都市計画がやりやすい。私権が強くないから簡単に立退きを命じて道路を抜く。1年で全く新しい道路ができていたといった変化が各地で見られる。その道路に沿って住宅団地をつくる。

日本の乱世は戦国時代のほんのわずかな時代だけ。中国の歴史は、ほとんど乱世。一口に乱世というが、とても大変だ。国民が非常な迷惑を蒙る。従って中国の民衆はきびしい時代を生き残って来た。それで生き残りのノウハウをたっぷり持続して今日まで至っている。

中国人は実にねばり強い。たくましい。したたかである。逞しく生き残る知恵をたっぷり貯えている。

「上善は水の如し」ということばがある。「上善」は理想的な生き方のこと。ここで水の特徴を申し上げる。

- ① 器次第でどういう形にも変えてゆく。柔軟性、つまり変化に対応できる柔軟性。
- ② 低い所へ流れていく。そのあり方がきわめて謙虚である。

- ③ いざとなれば岩をもうがつエネルギーをもっている力強さ。発電にも水力を利用するものがあるくらいだ。

「塞翁失馬」、日本では「人間万事塞翁が馬」という。これは循環の思想をたとえた言葉である。調子のいい時、気持をゆるめてはダメということ。調子のいい時ほど気持をひきしめるべきである。どん底の時はジタバタあがくな、「辛抱、辛抱」。これが「塞翁失馬」から出てくる生き方だ。

「狡兔三窟」、「狡兔」は賢い兎のこと。1つしかない穴の兎はそれでつぶされておしまい。3つの穴をもっている兎は生きのびることができる。つまり、今日的表現では危険分散ということ。私の著書の出版も危険分散している。A社、B社、C社。しかし、あまり手をひろげても管理が行き届かなくなって危険、自分の力関係とのかねあいが肝心。収益が1本しかないというのはたえず危険にさらされることになる。中国人の生活の知恵として「狡兔三窟」は学ぶべきだ。

「止足之戒」、これは「知足不辱」とも「知止不殆」ともいう。「止まることを知れば危うからず」と読む。自分だけいい思いをするな、なぜ、周囲の反発がでてくるから。日米経済摩擦がその典型である。止まること、足ることの戒めである。

中国人は、うまい話を1人占めしない。10のうち5つは自分、残り5つは他人に分けてやる。自分だけ突出しない。そういう生き方の方が長続きすると、この言葉は教えている。

以上が長い歴史の中で貯えて来た中国人の生活



当日の参加者は約200名。守屋洋先生の2時間の講演を熱心に聞きいった。

の知恵である。

## 古典に学ぶリーダーの条件

中国は広いなあ、ということに関して言うと、日本は島国、中国は大陸。スペースの違いが、考え方や発想の違いになって現われている。中国の戦術は攻めることと同じくらいに撤退のことも考えている。逃げるスペースがあるからだ。日本人は一か八か、破れかぶれになってしまう。これは経営についてもいえること。経営の破綻の大部分は撤退の見切り時を誤ったのが原因となっている。

また戦略、戦術は武力だけではだめ。

「心を攻めるを上となし、城を攻むるを下となす」相手の心を攻めることも大事だ。

中国人と日本人は見かけが同じようだから、ついつい考え方や行動も同じと思いがちだが、実際はぜんぜん違う。日本人は集団になると強いが個人になると弱い。中国人はほっておくとバラバラになるが、個人になると強い。だから、どうまとめるか、中国人のリーダーは苦勞する。

- ① 疑わば用いるなかれ、用いては疑うなかれ
- ② その長ずるところを貴び、その短なるところを忘る

中国人はこの2点に気をつけている。これは日本においても、人を使う場合考えなければいけないことと思う。

組織管理のコツとして「寛」と「厳」のバランスをどうとるか、も大事なことだ。理想は、「寛にして畏れられ、厳にして愛せらる」ではないだろうか。

トップの条件として一番必要なのは「徳」だと思う。「徳」とは何か。「徳」を構成する要素は5つある。「謙」「寛」「仁」「信」「勤」。「謙」は謙虚さ、「寛」は心のひろさ、「仁」はあたたかさ、人が集ってこない、情報は入ってこない。人が集まるといのは、心があたたかいからである。「信」は嘘をつかない。「勤」は率先垂範、自ら先頭に立って仕事をしなければ部下はついてこない。

以上いろいろと中国の古典に学ぶリーダーの条件をお話したが、最後にひとつ、お話ししておきたいことがある。中国の古典には「人生朝露の如し」といった人生の短かさを嘆くことばが多い。そのあとに続くことばは、だからせいぜい楽しもうじゃないか。中国人は人生の楽しみ方も上手だ。皆さんも是非この点は見習っていただきたい。

## 従業員3人以上の法人事業所は社会 保険の加入が義務づけられています

会社・工場・商店などに働く従業員が加入する健康保険・厚生年金保険〔社会保険〕の法律改正により、昨年4月から、『**飲食業やサービス業等の業種で常時5人以上の従業員が働く法人の会社**』について適用範囲が拡大されたことに引き続き、本年4月から、『**業種を問わず常時3人または4人の従業員が働く法人の会社**』について適用されることになりました。

まだ、加入されていない会社の方は、至急、当所に新規加入の手続をして下さい。

詳しくは、八王子社会保険事務所適用課（0426-26-3511）までお問合せ下さい。

# 厚生委員会よりお知らせ

厚生委員長 古澤 一

法人会の共済制度の一つである「経営保全プラン」は、従来の共済制度が人保険であったのに対し、物や費用や、第三者に対する賠償を対象とした、法人会で初めて採用した制度であります。

災害は予知出来ません。

順調に伸び続けてきた会社でも、思いがけない一度の災害のために、一挙に資金難、経営難へと転落するケースがあります。

法人会の皆様のために、こうした危機を未然に防ぐための「経営保全プラン」をご用意致しました。

- 営業利益の減少による損失
- 固定経費充当の資金
- 仮営業、仮施設のための緊急資金
- 偶然な事故による法律上の第三者への賠償資金、等々

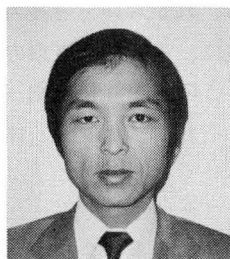
「経営保全プラン」は、災害時に発生した損害や、賠償資金を確実・迅速にお支払い致します。

この「経営保全プラン」の取扱会社でありますA I U保険会社の当法人会ご担当の方々を、ご紹介致します。担当の方がお伺いした際には是非説明をお聞き頂き、採用される様お勧め致します。

## AIU共済制度 町田地区担当をご紹介します



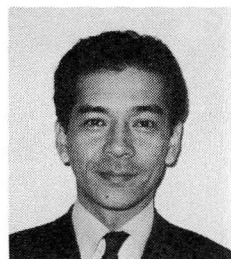
A I U保険会社  
八王子支店  
共済制度推進員  
大島 芳幸



A I U保険会社  
八王子支店  
共済制度推進員  
阪本 真一



A I U保険会社  
八王子支店  
共済制度推進員  
三田 昇



A I U保険会社  
八王子支店  
共済制度推進員  
山崎 俊成



A I U保険会社  
八王子支店  
共済制度推進員  
永井 保

三月十五日

「早く起きて!!」  
「早く宿題をしなさい!!」  
「もう間際にならないとやらないんだから、前からわかってたんでしょ!!」  
子供をしかる時の決まり文句ですね。あなたも身におぼえがありませんか。  
まだまだ一ヶ月先。  
まだ十日ある。  
まだ一週間もある。  
ついには、まだ明日がある。  
そして、とうとう三月十五日、あわてて飛び出し大混雑の申告会場へ……  
このようなことのないように申告はお早めに!!

## 全法連婦人部研修会に参加

婦人部部長 堤 敏子

10月8日箱根小涌園にて全法連婦人部研修会が開催されました。全国より468名、遠くは北海道、長野、四国各地区他より多数の参加で会場はいっぱいの盛況でした。

7日の地区の研修会にひきつづきでしたが、町田からも役員6名が参加しました。

全法連事務局の挨拶にはじまりました。



テレビでもおなじみの映画評論家・水野晴郎氏が第一講座の講師。

第一講座は水野晴郎氏の『映画とのめぐり逢い』と題した、心あたたまる講演でした。印象に残ったのは同じ映画でも放送する局がちがうと、翻訳しなおして独自のもので放送する、ということでした。

第二講座は女性評論家、木元教子氏の『21世紀を迎える女性の生き方』という講演。



全国から会員が集まった。町田法人会からは六名が参加。

これから迎える長寿社会には夫婦して対処する様に、そして、東京の女性社長の談話を引用して「この方が社長をやったら心身共に疲れることがよくわかったので、休日にはご主人をゆっくり休ませて下さい」とのこと、そして夫婦共に健康で企業の発展にあたって下さいと結ばれました。



第二講座は女性評論家・木元教子氏が講演。

## 年末調整事務等説明会を終えて

源泉部部長 四ヶ所 守

本年度は、11月17日より11月25日まで町田市役 所特別会議室、南市民センター、忠生市民センター、

鶴川市民センターを会場として6日間にわたり開催されました。

大幅な税制改正が行われたことや、連日好天にも恵まれて、525名と例年以上の参加者があり盛況のうちに終了しました。

説明は、源泉所得税事務関係、支払報告書事務関係、資料事務関係、印紙税関係について、町田税務署法人税源泉所得税第一部門松永統括官をはじめ各担当官、町田市役所市民税課の各担当者より改正事項の内容、事務取扱いの注意など詳しい説明がありました。



特に本年の年末調整では、税額表の改正、配偶者控除額の割増（昭和62年分に限り、5万円を加



松永法人税第一部門統括官（手前）と四ヶ所源泉部会長。写真中央は年末調整について説明する源泉所得税担当村山多美子調査官。

算）、配偶者特別控除制度の創設（最高11万2千500円）、通勤手当の非課税限度額の引上げなど給与所得関係について大幅な改正が行われているので注意しなければなりません。

なお、期間中は、事務局とともに資料の搬入、配布、司会等を担当して説明会の円滑な運営に協力しました。

## 部会だより

## 青年部会

### 税務研修会

### 「わかりやすい相続税」開催される

青年部会会計 細野 利行



本誌24号でお知らせした青年部会研修会「わかりやすい相続税」は、昨年12月3日午後2時より町田税務署3階会議室において、講師小谷博之資産税部門統括官をお迎えして開催いたしました。(担当

役員、副会長 相田、井上、河合、会計 細野)

当日は、師走に入ったにもかかわらず、相続が気になる方(?) 28名が参加、前回より身近なテーマが知識欲を刺激したのか、2時間半の研修のあとにも活発な質疑が行なわれていました。

なお部会は今後も相続税をテーマにした研修会を予定しております。今回を逃した方も次の機会に参加して頂き、相続の時の正しい知識を学んでいただきたいと思います。

# 税務署からのお知らせ

## 確定申告はお早めに

確定申告書の提出と納税は、2月16日（火）から3月15日（火）までです。3月10日以降は大変混雑しますので、お早めに相談、提出をお願いします。

なお、申告書の提出は郵送でも結構です。この場合、申告書の控えが必要な方は、返信用封筒と切手を同封して下さい。

### ◆ 申告が必要な方

（事業・不動産・利子・配当・雑所得などがある方）

62年中の各種所得金額の合計額から基礎控除、その他の所得控除の額を差し引き、その金額を基にして算出した税額が配当控除の額よりも多い方。

（給与所得がある方）

1、給与の収入金額が1,500万円を超える方。2、給与を2ヶ所以上から受けている方。3、給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。

（譲渡所得がある方）

62年中に土地や建物を売った方。

## 昭和62年度の税法改正について

### 1、配偶者控除額の引き上げ

配偶者に係る控除額が、62年分に限り、5万円引き上げられました。

### 2、配偶者特別控除額の創設

合計所得金額が800万円以下の納税者が、生計を一にする配偶者（他納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除きます。）を有する場合には、従来の配偶者控除の別枠で、その配偶者が控除対象配偶者に当たるかどうかの別に応じ、それぞれ一定の算式で求めた金額を所得金額から控除することができることとなりました。

### 3、白色の事業専従者控除額の引き上げ

白色の事業専従者控除額のうち、納税者の配偶者に係る控除額が60万円（これまでは45万円）に引き上げられました。

### 4、住宅取得特別控除の改正

住宅取得特別控除の控除期間が5年間（これまでは3年間）に延長されました。なおこの改正は、昭和62年1月1日以降に入居した場合に適用されます。

## 有価証券取引税の税率の改正

### 1、改正の趣旨

有価証券取引税については、総体として適切な負担を求めつつ、国際証券市場の動向等を踏まえ、各種有価証券間の課税の均衡を図る等の見地から税率の改正が行われました。

### 2、改正の内容



すなわち、

- ① 各種有価証券間の課税の均衡を図る見地から、④転換社債券等の税率を引き上げるとともに、⑤地方債証券、普通社債券等の税率が引き下げられました。
- ② また、金融の国際化等に配慮して、一般の譲渡の場合の株券等の税率が引き下げられました。

改正後の有価証券取引税の税率を示すと次のようになります。

項 目	改 正 前	改 正 後
(1) 株券、株式投資信託の受益証券等	第一種 0.18%	据え置き
	第二種 0.55%	0.50%
(2) 転換社債券、新株引受権付社債券	第一種 0.015%	0.09%
	第二種 0.045%	0.26%
(3) 地方債証券、政府保証証券、普通社債券、金融債	第一種 0.015%	0.01%
	第二種 0.045%	0.03%
(4) 国債証券	第一種 0.01%	据え置き
	第二種 0.03%	据え置き

(注) 「第一種」とは、証券会社を譲渡者とする譲渡をいい、「第二種」とは、第一種以外の譲渡をいいます。

### 3、適用期日

有価証券の区分に応じ、適用期日は、それぞれ次のとおりです。

- ① 株券等に係る税率の引き下げは、昭和64年10月1日以後の譲渡から適用されます。
- ② 転換社債券及び新株引受権付社債券に係る税率の引き上げは、昭和62年10月1日以後の譲渡から適用されます。
- ③ 地方債証券等に係る税率の引き下げは、昭和63年1月1日以後の譲渡から適用されます。

**税務署の駐車場は狭く、また、付近一帯は  
駐車禁止のため、自動車での来署はご遠慮  
ください。**  
町田税務署

## 法定調書と合計表の提出は2月1日まで

源泉徴収票・報酬・不動産の使用料等の支払調書と、同合計表の提出期限は2月1日までとなっております。

期限に遅れないよう提出してください。

なお、支払いがない場合には、合計表に、例えば、「休業中」等の理由を簡記して提出されるよう、お願いいたします。

## 事務局だより

新年あけましておめでとうございます。

本年は政府の予算編成も内需拡大型となり景気も底堅く推移するものと思われます。一方為替相場は油断できない厳しい環境が続くのではないのでしょうか。

事務局も新年度に向け、各委員会の意向のもと

に事業計画等の策定に従事します。

会報も徐々に充実してきたと自負していますが、会員のみな様のための「より読まれる会報」発行のため努力します。会報の内容にご意見、ご批判等がありましたら、どしどし事務局にお申し出ください。

## <法人会会員シールをご利用下さい>

計 算 書	36			0 0 0	09 の 43.3% 相 当 額
所 得 金 額 計 (1)	37			0 0 0	法 人 税 額 計
控 除 額	43				09 + 09 + 40 = 40
控 除 後 の 金 額	44				中 間 配 当 の 金 額
控 除 額	45				利 益 又 は 剰 余 金 配 分 に よ る 実 効 的 課 税 額
控 除 後 の 金 額	46				昭 和 年
控 除 額	47				昭 和 年
控 除 後 の 金 額	48				昭 和 年

旧納税地及び旧法人名等 (社)町田法人会会員

会報の裏表紙に掲載されている「(社)町田法人会会員」シールをご存じですか? 切りとって図のように、申告書の所定の場合にお貼りください。

時代のニーズにお応えして、経営者の方々に安心をお届けいたします。

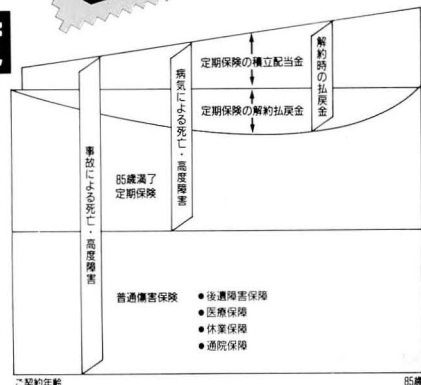
ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

# 企業保障プラン

## 法人会の経営者大型総合保障制度

- 平均寿命を超えた長期保障** ● 85歳までの長期保障、保険料は一定。  
● 新規加入は74歳まで。
- ワイドに充実した保障内容** ● 入院は5日以上から保障。  
● 手術、入院・通院の治療にも安心。
- 大きな安心で応援します** ● 最高3億円の大型保障。  
● 海外での事故・病気も保障。  
● 退職金、功労金などの財源確保。

★中途でおやめになる場合でも、  
定期保険の解約払戻金および積立配当金を受けることができます。



引受会社 **大同生命**  
町田営業所/町田市中町2-2-5  
電話(0427)22-5756

**AIU 保険会社**  
厚木営業所/厚木市中町4-4-13(浅岡ビル2階)  
電話(0462)25-1272

# 〈新システム誕生!〉 いま広がる「ミリオン仲間」



好評募集中! 給与天引き型の株式ファンド

「株式ファンドが給与天引きで買える!」

日本経済の成長にのってふやします。

# 大和証券

# 町田支店

〒194 町田市原町田6丁目11番11号  
(小田急線町田駅東口)

電話 (0427) 22-2131